

テニスコートの利用料減免（免除）について

◇減免対象者

身体障害者手帳をお持ちの方及び介護者 1 名

療育手帳をお持ちの方及び介護者 1 名

精神障害者保健福祉手帳をお持ちの方及び介護者 1 名

※ただし、身体障害者手帳第 2 種身体障がい者の指定がある 12 歳以上の方の介護者及び、精神障害者保健福祉手帳 3 級で 12 歳以上の方の介護者は除きます。

◇減免内容

障がい者と健常者が同一グループで予約し同一時間に複数面利用する場合は、利用料金の減免（免除）は 1 面のみとする。

◇申請方法

身体障害者手帳、療育手帳、及び、精神障害者保健福祉手帳をお持ちの上、窓口職員へ掲示して下さい。